

シティライト岡山硬式野球部後援会『球明会』会則

第1条（名称）

この会はシティライト岡山硬式野球部後援会『球明会』という。

第2条（事務所）

この会の事務所は株式会社シティライト内におく。

第3条（目的）

この会はシティライト岡山硬式野球部を応援し、その発展を支援することを目的とする。

第4条（事業）

本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 硬式野球部に対する応援と活動の支援。
2. 硬式野球部の活動を所内外へPRする。
3. 前条の目的達成をするために必要な活動。

第5条（会員）

個人会員A：（株）シティライト及びグループ各社の社員。

個人会員B：上記以外でこの会の目的に賛同する、個人。

会費・・・1口 6,000円/年

法人会員： この会の目的に賛同する法人。

会費・・・1口 12,000円/年

特典： 公式戦入場券無料支給・オリジナル帽子・タオルの支給

※法人会員特典：シティライトHPにバナーリンク・会報への企業名記載

シティライト岡山硬式野球部後援会『球明会』会則

第6条（入会）

この会に入会しようとする時は、所定の申込用紙により、事務局まで申し込むものとする。

個人会員入会者には会員証を交付する。

但し、会員証の貸与、譲渡はしてはならない。

第7条（会員期限）

個人会員及び法人会員の会員期限は、入会申し込み受付から退会届受付までとする。

第8条（退会）

この会を退会しようとする時は、事務局に退会届けを提出し、退会時には会員証を返却しなければならない。

尚、個人会員Aが勤務先会社を退職するなどにより会費のチェックオフが出来なくなった場合は、その時点で退会とする。

第9条（役員）

この会は次の役員をおく。

会長 1名

副会長 1名

事務局長 1名

幹事 数名

シティライト岡山硬式野球部後援会『球明会』会則

第10条（役員の任務）

役員の任務は下記の通りとする。

会長は、会を代表して会務統括をする。

副会長は、会長を補佐し会長不在時は会長任務を代行する。

事務局長は、会長の命を受け会務を処理する。

常任幹事は、会の運営を処理する。

会計は、金銭の収支、帳票類の保管にあたる。

第11条（役員の任期）

役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

第12条（会計年度）

この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月末日を以って終了とする。

第13条（施行期日）

この会則は、平成20年1月1日より施行する。

以上